

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年12月11日
【中間会計期間】	第14期中（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）
【会社名】	ケンコーコム株式会社
【英訳名】	Kenko. com, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 玄利
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂三丁目11番3号
【電話番号】	03-3584-4156（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 片岡 敬三
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂三丁目11番3号
【電話番号】	03-3584-4156（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 片岡 敬三
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第12期中	第13期中	第14期中	第12期	第13期
会計期間	自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日	自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日
売上高（千円）	2,267,301	3,221,345	3,676,216	4,748,448	6,565,268
経常利益又は経常損失（△） （千円）	38,881	△5,021	23,925	51,474	33,152
中間（当期）純利益又は中間 純損失（△） （千円）	42,257	△9,466	15,143	60,419	12,613
持分法を適用した場合の投資 損失（千円）	—	—	4,564	—	—
資本金（千円）	727,242	925,917	983,828	925,139	983,268
発行済株式総数（株）	27,425	29,238	30,123	29,208	30,104
純資産額（千円）	1,491,465	1,835,045	1,970,749	1,905,837	1,951,501
総資産額（千円）	2,735,290	3,449,968	3,374,092	3,297,930	3,366,736
1株当たり純資産額（円）	54,383.43	63,459.20	66,302.87	65,250.52	65,790.76
1株当たり中間（当期）純利 益又は中間純損失（△） （円）	1,545.35	△324.10	510.57	2,194.29	433.6
潜在株式調整後1株当たり中 間（当期）純利益（円）	1,456.43	—	497.80	2,080.22	419.34
1株当たり配当額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	54.5	53.2	58.3	57.8	57.9
営業活動によるキャッシュ・ フロー（千円）	60,327	146,423	89,380	64,911	243,356
投資活動によるキャッシュ・ フロー（千円）	△166,276	△195,289	△183,804	△532,167	△439,073
財務活動によるキャッシュ・ フロー（千円）	526,642	△148,704	△85,551	1,111,428	△142,392
現金及び現金同等物の中間期 末（期末）残高（千円）	1,344,779	1,370,689	1,050,175	1,568,259	1,230,151
従業員数 （外、平均臨時雇用者数） （人）	122 (6)	139 (8)	136 (4)	130 (4)	130 (7)

（注）1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第13期中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、ストックオプション制度導入に伴う新株予約権残高がありますが、1株当たり中間純損失を計上しているため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (USD)	主要な事業内容	議決権の所有 割合 (%)	関係内容
Kenko. com U. S. A. , Inc.	Torrance, California USA	100,000	コンタクトセン ター運營業務の 受託	100	—

(注) Kenko. com U. S. A. , Inc. は平成19年6月26日付で設立した新設子会社であります。事業活動を開始しておらず、子会社の資産、売上高等から見て、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数 (人)	136 (4)
----------	---------

(注) 従業員数は、倉庫部門のパート従業員 (45人) を含む就業人員数であり、倉庫部門のパート従業員数は平成19年9月における就業時間を8時間×倉庫稼働日数を1名として換算しております。臨時雇用者数は、8時間×営業日数を1名として換算した当中間会計期間の平均人員を ( ) 外数で記載しております。

### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

##### ① 当中間会計期間の概況

当中間会計期間の売上高は、リテイル事業及びその他の事業のいずれにおいても順調に増加し、3,676百万円と前年同期比14.1%増となりました。

売上総利益率については、売上高の事業構成の変動等により、前年同期比0.4ポイント増の35.6%となりました。

販売費及び一般管理費については、前事業年度10月の宇都宮物流センターの開業等に伴う設備投資や賃料等による固定費の増加、売上の増加に伴う変動費の増加により前年同期比13.4%増の1,281百万円となりました。その結果、営業利益は27百万円（前年同期比902.6%増）となりました。

営業外損益については、営業外収益が2百万円（前年同期比271.9%増）、支払利息など財務関連費用により営業外費用が6百万円（前年同期比23.5%減）、経常利益は23百万円（前年同期は経常損失5百万円）となりました。

特別損益については、固定資産除却損などにより特別損失が6百万円（前年同期比189.0%増）となりました。

以上の結果、当中間会計期間においては売上高3,676百万円、営業利益27百万円、経常利益23百万円、税引前当期純利益17百万円、当期純利益15百万円となりました。

##### ② 当中間会計期間の事業別の概況

###### 「リテイル事業」

リテイル事業では、主にインターネット上の当社健康ECサイトを通じて、健康関連商品を一般消費者に販売しております。

当中間会計期間においては、取扱商品数が前事業年度末の70,789点から当中間会計期間末の82,787点へ増加しました。前年同期のような特定商品の一時的なブームはありませんでしたが、取扱商品数の増加により、検索エンジンでの露出が好調であったことなどから、当中間会計期間のサイト訪問者数は好調に推移し30,254千人（前年同期比10.5%増）となり、出荷件数は694千件（前年同期比9.5%増）となりました。以上より、リテイル事業の売上は3,346百万円（前年同期比8.1%増）となりました。

(注) 当年度（平成20年3月期）から、モバイルサイトへの訪問者数をより正確に把握することを目的としてサイト訪問者数の集計方法を一部変更しております。変更前の方法によった場合、当中間会計期間のサイト訪問者数は39,016千人となります。

###### 「その他の事業」

その他の事業においては、小売事業者向けのドロップシップ事業（当社の健康ECプラットフォーム機能を提供）を行う他、メーカー向けのメディア事業（当社ECサイト上の広告枠の提供などマーケティング支援）等を行っております。ドロップシップ事業は前事業年度に開始し、メディア事業は当事業年度から開始しております。

当事業年度におけるその他事業の売上高は、主にドロップシップ事業の成長により前期比163.7%増の330百万円となっております。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間においては、営業活動により獲得した現金及び現金同等物（以下、「資金」と言う）を投資活動及び財務活動により支出した資金が上回っており、当中間会計期間末における資金は前中間会計期間末比320百万円減（前年同期比23.4%減）の1,050百万円となりました。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間においては、税引前中間純利益17百万円及び減価償却費101百万円等により、89百万円（同39.0%減）の資金を獲得しました。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間においては、在庫管理システムの一部刷新など無形固定資産の取得による支出（136百万円）等により、合計で183百万円（同5.9%減）の資金を投資しました。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間においては、長期借入金の返済（30百万円）及び社債の償還（55百万円）による支出等により、85百万円（同42.5%減）の資金を使用しました。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社は生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

### (2) 仕入実績

当社は、主にEコマースによる健康食品、医薬品、化粧品等の通信販売を行っているため、事業部門別の記載に代えて、主要な商品区分別に記載しております。

商品区分別	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前年同期比 (%)
健康食品 (千円)	516,425	81.3
日用雑貨 (千円)	509,222	142.6
フード (千円)	367,153	96.9
その他商品 (千円) (注2)	989,207	129.0
合計 (千円)	2,382,008	111.4

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. その他商品には、医薬品、化粧品、ベビー用品、衛生医療用品等が含まれておりますが、カテゴリー別の仕入金額が少額であるため記載を省略しております。

### (3) 販売実績

① 事業部門別の販売実績は以下のとおりであります。

事業部門別	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前年同期比 (%)
リテイル事業 (千円)	3,346,084	108.1
Eリテイル事業 (千円)	3,329,661	108.2
その他リテイル (千円)	16,422	87.2
その他の事業 (千円)	330,132	263.7
合計 (千円)	3,676,216	114.1

② リテイル事業における主要な商品区分別の販売実績は以下のとおりであります。

商品区分別	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前年同期比 (%)
健康食品 (千円)	768,386	83.0
日用雑貨 (千円)	686,855	135.0
フード (千円)	490,570	100.6
その他商品 (千円) (注3)	1,358,692	119.1
発送手数料等 (千円)	41,579	123.7
リテイル事業合計 (千円)	3,346,084	108.1

(注) 1. 金額は販売価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. その他商品には、医薬品、化粧品、ベビー用品、衛生医療用品等が含まれておりますが、カテゴリー別の販売金額による構成比が小さいため記載を省略しております。

### 3【対処すべき課題】

当中間会計期間において当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

### 4【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において新たに当社が締結した経営上の重要な契約はありません。

### 5【研究開発活動】

該当事項はありません。

### **第3【設備の状況】**

#### **1【主要な設備の状況】**

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### **2【設備の新設、除却等の計画】**

当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	105,000
計	105,000

##### ②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成19年12月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	30,123	30,123	東京証券取引所 マザーズ市場	—
計	30,123	30,123	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成19年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権付社債の権利行使を含む。)により発行された株式数は含まれておりません。



(2) 【新株予約権等の状況】

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第2項の規定により、新株予約権付社債とみなされる新株引受権の残高、新株引受権の権利行使により発行する株式の発行価格、資本組入額は以下のとおりです。

① 新株引受権付社債

銘柄 (発行年月日)	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)			提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)		
	新株引受権 の残高 (千円)	発行価格 (円)	資本組入額 (円)	新株引受権 の残高 (千円)	発行価格 (円)	資本組入額 (円)
第2回無担保新株引受権 付社債 (平成13年6月27日発行) (注2)	25,000	50,000 (注1)	25,000 (注1)	25,000	50,000 (注1)	25,000 (注1)

(注) 1. 平成13年11月2日付で株式1株を10株に株式分割を行ったことに伴い、発行価格及び資本組入額は調整されております。

2. 成功報酬型ワラントであり、当社の取締役及び従業員に対し譲渡しております。

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権（ストックオプション）に関する事項は、次のとおりであります。

② 平成12年12月20日臨時株主総会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	115	115
新株予約権の行使時の払込金額(円)	40,000	同左
新株予約権の行使期間	自平成15年1月1日 至平成22年12月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 40,000 資本組入額 20,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注3)	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、その時点で対象者が行使していない当該新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により払込金額（発行価額）を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} / \text{分割・併合の比率}$$

また、発行価額調整式に使用する調整前発行価額を下回る払込金額をもって株式を発行する場合、次の算式により払込金額（発行価額）を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ① 対象者は、当該新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
- ② 対象者は、当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。
- ③ その他の条件については、臨時株主総会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株引受権付与契約書」に定めております。

4. 平成13年11月2日付で株式1株を10株に株式分割を行ったことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。

5. 本報告書提出日の前月末現在における新株予約権の目的となる株式の数は、平成12年12月20日開催の臨時株主総会決議による発行数から、権利行使及び付与対象者の退職による権利喪失に伴ない、455株減じております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

③ 平成14年10月10日臨時株主総会決議（平成15年6月9日取締役会決議）

区分	中間会計期末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数（個）	241	241
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	241	241
新株予約権の行使時の払込金額（円）	50,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成16年10月11日 至 平成24年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注3)	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、その時点で対象者が行使していない当該新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により払込金額（発行価額）を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \div \text{分割・併合の比率}$$

また、発行価額調整式に使用する調整前発行価額を下回る払込金額をもって株式を発行する場合、次の算式により払込金額（発行価額）を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ① 対象者は、当該新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
- ② 対象者は、当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。
- ③ その他の条件については、臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

4. 本報告書提出日の前月末現在における新株予約権の数は、平成14年10月10日開催の臨時株主総会決議及び平成15年6月9日開催の取締役会決議による発行数から、権利行使及び付与対象者の退職による権利喪失に伴ない、589個減じております。これに伴なって新株予約権の目的となる株式の数につきましても589株減じております。

④ 平成15年6月26日定時株主総会決議（平成15年8月1日取締役会決議）

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	377	377
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	377	377
新株予約権の行使時の払込金額(円)	61,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成15年9月1日 至 平成25年6月25日 (注3)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 61,000 資本組入額 30,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、その時点で対象者が行使していない当該新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} / \text{分割・併合の比率}$$

また、発行価額調整式に使用する調整前発行価額を下回る払込金額をもって株式を発行する場合、次の算式により払込金額（発行価額）を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り発行価額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株式の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使期間は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により一部制限しております。

4. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ① 対象者のうち当社の取締役、監査役及び従業員は、当該新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
- ② 対象者のうち当社外部の協力者は、当該新株予約権の行使時においても同等の地位、または当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。
- ③ 対象者は、当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。
- ④ その他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

5. 本報告書提出日の前月末現在における新株予約権の数は、平成15年6月26日開催の定時株主総会決議及び平成15年8月1日開催の取締役会決議による発行数から、権利行使及び付与対象者の退職等による権利喪失に伴い合計189個を減じております。これに伴って新株予約権の目的となる株式の数につきましても189株減じております。

⑤ 平成15年11月7日臨時株主総会決議（平成15年11月7日取締役会決議）

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	78	78
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	78	78
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成15年12月1日 至 平成25年10月31日 (注3)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 65,000 資本組入額 32,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、その時点で対象者が行使していない当該新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \div \text{分割・併合の比率}$$

また、発行価額調整式に使用する調整前発行価額を下回る払込金額をもって株式を発行する場合、次の算式により払込金額（発行価額）を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り発行価額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株式の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使期間は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により一部制限しております。

4. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ① 対象者のうち当社の取締役、監査役及び従業員は、当該新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
- ② 対象者のうち当社外部の協力者は、当該新株予約権の行使時においても同等の地位、または当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。
- ③ 対象者は、当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。
- ④ その他の条件については、臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

5. 本報告書提出日の前月末現在における新株予約権の数は、平成15年11月7日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議による発行数から、付与対象者の退職による権利喪失に伴い121個減じております。これに伴って新株予約権の目的となる株式の数につきましても121株減じております。

⑥ 平成16年1月21日臨時株主総会決議（平成16年2月4日取締役会決議）

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	52	49
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	52	49
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成16年3月1日 至 平成25年12月31日 (注3)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 65,000 資本組入額 32,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、その時点で対象者が行使していない当該新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} / \text{分割・併合の比率}$$

また、発行価額調整式に使用する調整前発行価額を下回る払込金額をもって株式を発行する場合、次の算式により払込金額（発行価額）を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り発行価額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株式の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使期間は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により一部制限しております。
4. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。
  - ① 対象者のうち当社の従業員は、当該新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
  - ② 対象者のうち当社外部の協力者は、当該新株予約権の行使時においても同等の地位、または当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。
  - ③ 対象者は、当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。
5. 本報告書提出日の前月末現在における新株予約権の数は、平成16年1月21日開催の臨時株主総会決議及び平成16年2月4日開催の取締役会決議による発行数から、権利行使及び付与対象者の権利放棄に伴い86個減じております。これに伴って新株予約権の目的となる株式の数につきましても86株減じております。



⑦ 平成17年6月28日定時株主総会決議（平成17年6月28日取締役会決議）

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	375	375
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	375	375
新株予約権の行使時の払込金額(円)	369,214	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成26年12月31日 (注3)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 369,214 資本組入額 184,607	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、その時点で対象者が行使していない当該新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} / \text{分割・併合の比率}$$

また、発行価額調整式に使用する調整前発行価額を下回る払込金額をもって株式を発行する場合、次の算式により払込金額（発行価額）を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り発行価額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株式の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使期間は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により一部制限しております。

4. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ① 対象者のうち当社の従業員は、当該新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
- ② 対象者のうち当社外部の協力者は、当該新株予約権の行使時においても同等の地位、または当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。
- ③ 対象者は、当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。
- ④ その他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

5. 本報告書提出日の前月末現在における新株予約権の数は、平成17年6月28日開催の定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議による発行数から、付与対象者の権利放棄に伴い58個減じております。これに伴って新株予約権の目的となる株式の数につきましても58株減じております。

⑧ 平成17年6月28日定時株主総会決議（平成17年12月20日取締役会決議）

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	54	51
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	54	51
新株予約権の行使時の払込金額(円)	307,125	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年1月1日 至平成26年12月31日 (注3)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 307,125 資本組入額 153,563	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、その時点で対象者が行使していない当該新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} / \text{分割・併合の比率}$$

また、発行価額調整式に使用する調整前発行価額を下回る払込金額をもって株式を発行する場合、次の算式により払込金額（発行価額）を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り発行価額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株式の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使期間は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により一部制限しております。

4. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ① 対象者のうち当社の従業員は、当該新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
- ② 対象者のうち当社外部の協力者は、当該新株予約権の行使時においても同等の地位、または当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。
- ③ 対象者は、当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。
- ④ その他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

5. 本報告書提出日の前月末現在における新株予約権の数は、平成17年6月28日開催の定時株主総会決議及び平成17年12月20日開催の取締役会決議による発行数から、付与対象者の権利放棄に伴い15個減じております。これに伴って新株予約権の目的となる株式の数につきましても15株減じております。

⑨ 平成18年6月27日定時株主総会決議（平成18年12月22日取締役会決議）

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	118	118
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	118	118
新株予約権の行使時の払込金額(円)	162,698	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年1月1日 至 平成27年12月31日 (注3)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 162,698 資本組入額 81,349	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、その時点で対象者が行使していない当該新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \div \text{分割・併合の比率}$$

また、発行価額調整式に使用する調整前発行価額を下回る払込金額をもって株式を発行する場合、次の算式により払込金額（発行価額）を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り発行価額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株式の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使期間は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により一部制限しております。
4. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。
  - ① 対象者は、当該新株予約権の行使時において当社の従業員であることを要する。
  - ② 対象者は、当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。
  - ③ その他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。
5. 本報告書提出日の前月末現在における新株予約権の数は、平成18年6月27日開催の定時株主総会決議及び平成18年12月22日開催の取締役会決議による発行数から、付与対象者の退職による権利放棄に伴い3個減じております。これに伴って新株予約権の目的となる株式の数につきましても3株減じております。

⑩ 平成19年6月26日定時株主総会決議（平成19年6月26日取締役会決議）

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	75	75
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	75	75
新株予約権の行使時の払込金額(円)	124,150	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月1日 至 平成28年12月31日 (注3)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 124,150 資本組入額 62,075	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、その時点で対象者が行使していない当該新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \div \text{分割・併合の比率}$$

また、発行価額調整式に使用する調整前発行価額を下回る払込金額をもって株式を発行する場合、次の算式により払込金額（発行価額）を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り発行価額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株式の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使期間は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により一部制限しております。

4. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ① 対象者は、当該新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、もしくは定年退職その他当社取締役会が認める正当な事由のある場合は、この限りではない。
- ② 対象者は、当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。
- ③ その他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

⑪ 平成19年6月26日定時株主総会決議（平成19年6月26日取締役会決議）

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数（個）	79	79
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	79	79
新株予約権の行使時の払込金額（円）	124,150	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月1日 至 平成28年12月31日 (注3)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 124,150 資本組入額 62,075	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、当該新株予約権のうち、その時点で対象者が行使していない当該新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、当社が株式分割または併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} / \text{分割・併合の比率}$$

また、発行価額調整式に使用する調整前発行価額を下回る払込金額をもって株式を発行する場合、次の算式により払込金額（発行価額）を調整（1円未満の端数切上げ）するものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り発行価額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株式の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使期間は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により一部制限しております。

4. 新株予約権の行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ① 対象者は、当該新株予約権の行使時において当社の取締役および監査役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、その他当社取締役会が認める正当な事由のある場合は、この限りでない。
- ② 対象者は、当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。
- ③ その他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

## (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日 (注)	19	30,123	560	983,828	560	1,220,098

(注) 新株引受権及び新株予約権の行使によるものであります。

## (5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
後藤 玄利	東京都渋谷区	7,480	24.83
樋口 宣人	東京都世田谷区	1,125	3.73
植田 厚	神奈川県川崎市宮前区	1,120	3.71
株式会社菱食	東京都大田区平和島6丁目1-1	1,000	3.31
オムロンヘルスケア株式会社	京都府京都市右京区山ノ内山ノ下町24	920	3.05
株式会社ニチレイフーズ	東京都中央区築地6丁目19-20	757	2.51
有限会社後藤散	大分県臼杵市二王座135	750	2.48
株式会社コバショウ	東京都中央区日本橋本町2丁目3-4	730	2.42
住友商事株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	730	2.42
株式会社エヌ・ティ・ティ・ データ	東京都江東区豊洲3丁目3-3	600	1.99
計	—	15,212	50.50



(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 459	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 29,664	29,664	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	30,123	—	—
総株主の議決権	—	29,664	—

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
ケンコーコム株式会社	東京都港区赤坂三丁目11番3号	459	—	459	1.50
計	—	459	—	459	1.50

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (円)	135,000	137,000	135,000	131,000	131,000	120,000
最低 (円)	102,000	108,000	117,000	116,000	112,000	95,500

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所 (マザーズ市場) におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて役員の変動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

### 3. 中間連結財務諸表について

中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高等から見て、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.3%
売上高基準	－%
利益基準	△3.7%
利益剰余金基準	0.4%

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		1,370,689		1,050,175		1,230,151	
2. 売掛金		626,843		713,099		618,501	
3. たな卸資産		240,644		290,600		287,927	
4. その他		40,050		53,943		51,478	
貸倒引当金		△8,617		△12,678		△11,149	
流動資産合計		2,269,609	65.8	2,095,140	62.1	2,176,909	64.6
II 固定資産							
(1) 有形固定資産	※1						
1. 建物	※2	387,222		384,290		391,946	
2. 構築物		49,013		39,594		43,800	
3. 機械及び装置		3,133		7,670		8,405	
4. 車両運搬具		1,602		1,767		2,262	
5. 工具器具備品		202,241		226,803		230,135	
6. 建設仮勘定		111,171		38,597		32,629	
有形固定資産合計		754,385	21.9	698,723	20.8	709,180	21.1
(2) 無形固定資産							
1. ソフトウェア		331,306		334,636		266,765	
2. ソフトウェア仮勘定		—		82,706		71,618	
3. その他		2,307		2,173		2,116	
無形固定資産合計		333,614	9.7	419,516	12.4	340,501	10.1
(3) 投資その他の資産	※2						
1. 投資有価証券		6,795		6,780		6,480	
2. 関係会社株式		—		58,077		45,641	
3. 従業員長期貸付金		—		2,700		2,700	
4. 差入保証金		80,302		88,706		80,137	
5. その他		798		2,959		2,211	
投資その他の資産合計		87,895	2.5	159,223	4.7	137,170	4.1
固定資産合計		1,175,896	34.1	1,277,464	37.9	1,186,852	35.3
III 繰延資産							
1. 社債発行費		4,462		1,487		2,974	
繰延資産合計		4,462	0.1	1,487	0.0	2,974	0.1
資産合計		3,449,968	100.0	3,374,092	100.0	3,366,736	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 買掛金	※2	560,954		565,926		531,274	
2. 1年内返済予定の社債		110,000		110,000		110,000	
3. 1年内返済予定の長期 借入金	※2	60,176		60,176		60,176	
4. 未払金		232,933		195,407		141,322	
5. その他	※3	72,105		65,267		79,929	
流動負債合計		1,036,169	30.0	996,778	29.5	922,701	27.4
II 固定負債							
1. 社債		330,000		220,000		275,000	
2. 長期借入金	※2	246,192		186,016		216,104	
3. その他		2,560		548		1,429	
固定負債合計		578,752	16.8	406,564	12.1	492,533	14.6
負債合計		1,614,922	46.8	1,403,343	41.6	1,415,235	42.0
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金		925,917	26.8	983,828	29.2	983,268	29.2
2. 資本剰余金							
(1). 資本準備金		1,162,187		1,220,098		1,219,538	
資本剰余金合計		1,162,187	33.7	1,220,098	36.1	1,219,538	36.2
3. 利益剰余金							
(1). その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		△190,686		△153,463		△168,606	
利益剰余金合計		△190,686	△5.5	△153,463	△4.5	△168,606	△5.0
4. 自己株式		△62,943	△1.8	△83,968	△2.5	△83,968	△2.5
株主資本合計		1,834,474	53.2	1,966,495	58.3	1,950,232	57.9
II 評価・換算差額等							
1. その他有価証券評価 差額金		321		312		134	
評価・換算差額等合計		321	0.0	312	0.0	134	0.0
III 新株予約権							
1. 新株引受権		250		250		250	
2. 新株予約権		—		3,691		884	
新株予約権合計		250	0.0	3,941	0.1	1,134	0.0
純資産合計		1,835,045	53.2	1,970,749	58.4	1,951,501	58.0
負債純資産合計		3,449,968	100.0	3,374,092	100.0	3,366,736	100.0

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)
I 売上高		3,221,345	100.0	3,676,216	100.0	6,565,268	100.0
II 売上原価		2,088,851	64.8	2,367,134	64.4	4,224,969	64.4
売上総利益		1,132,494	35.2	1,309,082	35.6	2,340,298	35.6
III 販売費及び一般管理 費		1,129,730	35.1	1,281,370	34.9	2,292,417	34.9
営業利益		2,763	0.1	27,711	0.7	47,880	0.7
IV 営業外収益	※1	735	0.0	2,734	0.1	2,229	0.0
V 営業外費用	※2	8,520	0.2	6,520	0.2	16,957	0.2
経常利益(△損失)		△5,021	△0.1	23,925	0.6	33,152	0.5
VI 特別利益	※3	—	—	251	0.0	10,609	0.2
VII 特別損失	※4	2,155	0.1	6,227	0.2	26,053	0.4
税引前中間(当期) 純利益(△損失)		△7,176	△0.2	17,949	0.4	17,709	0.3
法人税、住民税及 び事業税		2,290		2,806		5,096	
法人税等調整額		—	0.1	—	0.0	—	0.1
中間(当期)純利 益(△損失)		△9,466	△0.3	15,143	0.4	12,613	0.2

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等	新株予約権	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		新株引受権	新株予約権
		資本準備金	その他利益剰余金					
			繰越利益剰余金					
平成18年3月31日 残高	925,139	1,161,409	△181,220	—	1,905,328	508	250	—
中間会計期間中の変動額								
新株の発行	777	777	—	—	1,554	—	—	—
中間純損失	—	—	△9,466	—	△9,466	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	△62,943	△62,943	—	—	—
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額	—	—	—	—	—	△186	—	—
中間会計期間中の変動額合計	777	777	△9,466	△62,943	△70,855	△186	—	—
平成18年9月30日 残高	925,917	1,162,187	△190,686	△62,943	1,834,474	321	250	—

当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等	新株予約権	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		その他有価証券 評価差額金	新株引受権
		資本準備金	その他利益 剰余金			繰越利益剰余 金		
平成19年3月31日 残高	983,268	1,219,538	△168,606	△83,968	1,950,232	134	250	884
中間会計期間中の変動額								
新株の発行	560	560	—	—	1,120	—	—	—
中間純利益	—	—	15,143	—	15,143	—	—	—
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額	—	—	—	—	—	177	—	2,806
中間会計期間中の変動額 合計	560	560	15,143	—	16,263	177	—	2,806
平成19年9月30日 残高	983,828	1,220,098	△153,463	△83,968	1,966,495	312	250	3,691

前事業年度の株主資本等変動計算書（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等	新株予約権	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		その他有価証券 評価差額金	新株引受権
		資本準備金	その他利益 剰余金			繰越利益剰余 金		
平成18年3月31日 残高	925,139	1,161,409	△181,220	—	1,905,328	508	250	—
事業年度中の変動額								
新株の発行	58,129	58,129	—	—	116,258	—	—	—
当期純利益	—	—	12,613	—	12,613	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	△83,968	△83,968	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額	—	—	—	—	—	△373	—	884
事業年度中の変動額合計	58,129	58,129	12,613	△83,968	44,903	△373	—	884
平成19年3月31日 残高	983,268	1,219,538	△168,606	△83,968	1,950,232	134	250	884

## ④【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度の要約キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前中間 (当期) 純利益 (△損失)		△7,176	17,949	17,709
減価償却費		80,112	101,838	185,945
貸倒引当金の増加額		2,143	1,528	4,675
受取利息及び受取配 当金		△182	△427	△414
支払利息		5,417	4,283	10,199
株式交付費		34	702	580
社債発行費償却		1,487	1,487	2,975
自己株式取得費用		1,280	—	2,098
株式報酬費用		—	2,806	884
保険差益		—	△251	△10,609
固定資産除却損		315	3,303	24,213
固定資産臨時償却費		—	2,657	—
売上債権の増加額		△176,261	△92,611	△176,313
仕入債務の増加額		187,602	35,560	157,922
たな卸資産の増加額		△17,079	△2,672	△64,363
前払費用の増減額		△6,056	△16,741	2,968
未収入金の増減額		6,694	3,511	△3,212
未払金の増加額		38,351	7,495	39,344
未払費用の増加額		11,441	1,606	13,653
未払 (未収) 消費税 等の増減額		23,194	9,332	46,374
その他		7,422	4,690	10,312
小計		158,740	86,050	264,944
利息及び配当金の受 取額		182	427	349
保険金の受取額		—	14,741	—
利息の支払額		△5,374	△4,242	△10,138
法人税等の支払額		△7,124	△7,595	△11,798
営業活動によるキャッ シュ・フロー		146,423	89,380	243,356



		前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度の要約キャッ シュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
II 投資活動によるキャッ シュ・フロー				
有形固定資産の取得 による支出		△64,216	△22,980	△174,032
無形固定資産の取得 による支出		△130,793	△136,631	△215,136
子会社株式の取得に よる支出		—	△12,436	—
関連会社株式の取得 による支出		—	—	△45,641
敷金保証金の差入れ による支出		△365	△8,625	△365
敷金保証金の返還に よる収入		85	—	85
その他		—	△3,130	△3,983
投資活動によるキャッ シュ・フロー		△195,289	△183,804	△439,073
III 財務活動によるキャッ シュ・フロー				
長期借入金の返済に よる支出		△30,088	△30,088	△60,176
社債の償還による支 出		△55,000	△55,000	△110,000
株式の発行による収 入		1,520	417	115,677
自己株式の取得によ る支出		△62,943	—	△83,968
自己株式取得費用の 支払額		△1,280	—	△2,098
その他		△913	△881	△1,827
財務活動によるキャッ シュ・フロー		△148,704	△85,551	△142,392
IV 現金及び現金同等物の 増加額		△197,570	△179,975	△338,108
V 現金及び現金同等物の 期首残高		1,568,259	1,230,151	1,568,259
VI 現金及び現金同等物の 中間期末 (期末) 残高	※	1,370,689	1,050,175	1,230,151

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																														
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券                      その他有価証券                      時価のあるもの                      中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）を採用しております。</p> <p>(2) たな卸資産                      商品                      移動平均法による原価法を採用しております。                      貯蔵品                      総平均法による原価法を採用しております。</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式                      移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) 有価証券                      同 左</p> <p>(3) たな卸資産                      商品                      同 左                      貯蔵品                      同 左                      仕掛品                      個別法による原価法を採用しております。</p>	<p>(1) 関連会社株式                      同 左</p> <p>(2) 有価証券                      その他有価証券                      時価のあるもの                      決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）を採用しております。</p> <p>(3) たな卸資産                      同 左</p>																														
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産                      定率法(但し建物(付属設備を除く)については定額法)を採用しております。                      なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="414 1064 702 1220"> <tr> <td>建物</td> <td>6～38年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>10～30年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>12年</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>4年</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>3～10年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産                      定額法を採用しております。                      なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。</p> <p>(3) 長期前払費用                      均等償却を採用しております。</p>	建物	6～38年	構築物	10～30年	機械及び装置	12年	車両運搬具	4年	工具器具備品	3～10年	<p>(1) 有形固定資産                      定率法(但し建物(付属設備を除く)については定額法)を採用しております。                      なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="750 1064 1037 1220"> <tr> <td>建物</td> <td>6～38年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>10～30年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>12年</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>4年</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>3～15年</td> </tr> </table> <p>なお、平成19年度の法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正法人税法に規定する償却方法により減価償却費を計上しております。</p> <p>(2) 無形固定資産                      同 左                      なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主に5年）による定額法を採用しております。</p> <p>(3) 長期前払費用                      同 左</p>	建物	6～38年	構築物	10～30年	機械及び装置	12年	車両運搬具	4年	工具器具備品	3～15年	<p>(1) 有形固定資産                      定率法(但し建物(付属設備を除く)については定額法)を採用しております。                      なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="1085 1064 1372 1220"> <tr> <td>建物</td> <td>6～38年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>10～30年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>12年</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>4年</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>3～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産                      同 左                      なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。</p> <p>(3) 長期前払費用                      同 左</p>	建物	6～38年	構築物	10～30年	機械及び装置	12年	車両運搬具	4年	工具器具備品	3～15年
建物	6～38年																																
構築物	10～30年																																
機械及び装置	12年																																
車両運搬具	4年																																
工具器具備品	3～10年																																
建物	6～38年																																
構築物	10～30年																																
機械及び装置	12年																																
車両運搬具	4年																																
工具器具備品	3～15年																																
建物	6～38年																																
構築物	10～30年																																
機械及び装置	12年																																
車両運搬具	4年																																
工具器具備品	3～15年																																
3. 繰延資産の処理方法	<p>(1) 株式交付費                      支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>(2) 社債発行費                      商法施行規則に規定する最長期間(3年)で毎期均等償却しております。</p>	<p>(1) 株式交付費                      同 左</p> <p>(2) 社債発行費                      3年で毎期均等償却しております。</p>	<p>(1) 株式交付費                      同 左</p> <p>(2) 社債発行費                      商法施行規則に規定する最長期間(3年)で毎期均等償却しております。</p>																														

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4. 引当金の計上基準	貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	同 左	同 左
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左
6. 中間キャッシュ・フロー計算書(キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同 左	同 左
7. その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。	消費税等の会計処理 同 左	消費税等の会計処理 同 左

#### 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。従来の資本の部の合計に相当する金額は1,834,795千円であります。 なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。	—————	(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。従来の資本の部の合計に相当する金額は1,950,366千円あります。 なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。
—————	—————	(ストック・オプション等に関する会計基準) 当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ884千円減少しております。
—————	(有形固定資産の減価償却方法の変更) 平成19年度の法人税法改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については新減価償却方法を採用しております。この変更に伴う影響額は軽微であります。	—————

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱)                      当中間会計期間より、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日実務対応報告第19号)を適用しております。</p> <p>前中間会計期間において営業外費用の内訳として表示していた「新株発行費」は、当中間会計期間より「株式交付費」として表示する方法に変更しております。</p> <p>前中間会計期間において営業キャッシュフローとして表示していた「新株発行費」は、当事業年度より「株式交付費」として表示する方法に変更しております。</p>	<p>—————</p>	<p>—————</p>

追加情報

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>—————</p>	<p>(有形固定資産の減価償却方法の変更)                      当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち償却限度額までの償却が終了しているものについては、残存価額を5年間で均等償却しております。この変更に伴う影響額は軽微であります。</p>	<p>—————</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 183,777千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 300,009千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 250,597千円
※2. 担保に供している資産	※2. 担保に供している資産	※2. 担保に供している資産
建物 376,825千円	建物 356,387千円	建物 365,574千円
投資有価証券 6,795千円	投資有価証券 6,780千円	投資有価証券 6,480千円
合計 383,620千円	合計 363,167千円	合計 372,054千円
上記の担保付債務	上記の担保付債務	上記の担保付債務
買掛金 1,929千円	買掛金 3,226千円	買掛金 2,354千円
長期借入金 173,600千円	長期借入金 144,800千円	長期借入金 159,200千円
(内1年内返済 長期借入金) 28,800千円	(内1年内返済 長期借入金) 28,800千円	(内1年内返済 長期借入金) 28,800千円
合計 175,529千円	合計 148,026千円	合計 161,554千円
※3. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、当該金額17,608千円を流動負債の「その他」に含めて表示しております。	※3. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、当該金額11,034千円を流動負債の「その他」に含めて表示しております。	※3. _____

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
※1. 営業外収益の主なもの	※1. 営業外収益の主なもの	※1. 営業外収益の主なもの
受取利息 92千円	受取利息 346千円	受取利息 324千円
破損商品等弁償金 184千円	破損商品等弁償金 437千円	破損商品等弁償金 452千円
	償却債権取立益 494千円	償却債権取立益 595千円
	講演料収入 159千円	講演料収入 460千円
	債務償却益 1,134千円	
※2. 営業外費用の主なもの	※2. 営業外費用の主なもの	※2. 営業外費用の主なもの
支払利息 2,468千円	支払利息 2,020千円	支払利息 4,688千円
社債利息 2,949千円	社債利息 2,263千円	社債利息 5,511千円
社債発行費償却 1,487千円	社債発行費償却 1,487千円	社債発行費償却 2,975千円
株式交付費 34千円	株式交付費 702千円	株式交付費 580千円
自己株式取得費用 1,280千円		自己株式取得費用 2,098千円
※3. 特別利益の主なもの	※3. 特別利益の主なもの	※3. 特別利益の主なもの
_____	保険差益 251千円	保険差益 10,609千円
※4. 特別損失の主なもの	※4. 特別損失の主なもの	※4. 特別損失の主なもの
固定資産除却損 315千円	固定資産除却損 3,303千円	固定資産除却損 24,213千円
過年度消費税等 1,839千円	固定資産臨時償却費 2,657千円	過年度消費税等 1,839千円
	過年度消費税等 266千円	
5. 減価償却実施額	5. 減価償却実施額	5. 減価償却実施額
有形固定資産 50,746千円	有形固定資産 56,241千円	有形固定資産 117,963千円
無形固定資産 29,366千円	無形固定資産 45,597千円	無形固定資産 67,981千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	当中間会計期間増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	29,208	30	—	29,238
合計	29,208	30	—	29,238
自己株式				
普通株式(注)2	—	325	—	325
合計	—	325	—	325

(注)1. 普通株式の発行済株式数の増加30株は、新株予約権の権利行使によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加325株は、自己株式の取得によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高(千円)
			前事業年度末	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
提出会社	新株引受権付社債	普通株式	500	—	—	500	250
	合計	—	500	—	—	500	250

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	30,104	19	—	30,123
合計	30,104	19	—	30,123
自己株式				
普通株式	459	—	—	459
合計	459	—	—	459

（注） 普通株式の発行済株式数の増加19株は、新株予約権の権利行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当中間会計期間末残高（千円）
			前事業年度末	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
提出会社	新株引受権付社債	普通株式	500	—	—	500	250
	第7回新株予約権（注）	—	—	—	—	—	2,588
	第8回新株予約権（注）	—	—	—	—	—	536
	第9回新株予約権（注）	—	—	—	—	—	566
	合計	—	—	—	—	—	3,941

（注） 当該新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

前事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	29,208	896	—	30,104
合計	29,208	896	—	30,104
自己株式				
普通株式（注）2	—	459	—	459
合計	—	459	—	459

(注) 1. 普通株式の発行済株式数の増加896株は、第三者割当増資による増加800株、新株予約権の権利行使による増加96株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加459株は、自己株式の取得によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			前事業年度末	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	新株引受権付社債	普通株式	500	—	—	500	250
	第7回新株予約権（注）	—	—	—	—	—	884
合計		—	—	—	—	—	1,134

(注) 当該新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年9月30日現在)	※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年9月30日現在)	※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在)
現金及び預金勘定 1,370,689千円 現金及び現金同等物 1,370,689千円	現金及び預金勘定 1,050,175千円 現金及び現金同等物 1,050,175千円	現金及び預金勘定 1,230,151千円 現金及び現金同等物 1,230,151千円



(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																								
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 15%;">取得価額相当額 (千円)</th> <th style="width: 15%;">減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th style="width: 15%;">中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具備品</td> <td style="text-align: right;">54,429</td> <td style="text-align: right;">37,692</td> <td style="text-align: right;">16,736</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">6,245</td> <td style="text-align: right;">5,621</td> <td style="text-align: right;">624</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">60,675</td> <td style="text-align: right;">43,313</td> <td style="text-align: right;">17,361</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	工具器具備品	54,429	37,692	16,736	ソフトウェア	6,245	5,621	624	合計	60,675	43,313	17,361	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 15%;">取得価額相当額 (千円)</th> <th style="width: 15%;">減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th style="width: 15%;">中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具備品</td> <td style="text-align: right;">36,627</td> <td style="text-align: right;">29,411</td> <td style="text-align: right;">7,215</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	工具器具備品	36,627	29,411	7,215	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 15%;">取得価額相当額 (千円)</th> <th style="width: 15%;">減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th style="width: 15%;">期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具備品</td> <td style="text-align: right;">54,429</td> <td style="text-align: right;">43,089</td> <td style="text-align: right;">11,340</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">6,245</td> <td style="text-align: right;">6,245</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">60,675</td> <td style="text-align: right;">49,334</td> <td style="text-align: right;">11,340</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	工具器具備品	54,429	43,089	11,340	ソフトウェア	6,245	6,245	-	合計	60,675	49,334	11,340
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																							
工具器具備品	54,429	37,692	16,736																																							
ソフトウェア	6,245	5,621	624																																							
合計	60,675	43,313	17,361																																							
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																							
工具器具備品	36,627	29,411	7,215																																							
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																							
工具器具備品	54,429	43,089	11,340																																							
ソフトウェア	6,245	6,245	-																																							
合計	60,675	49,334	11,340																																							
2. 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 10,787千円 1年超 7,867千円 合計 18,655千円	2. 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 6,383千円 1年超 1,484千円 合計 7,867千円	2. 未経過リース料期末残高相当額 1年内 8,168千円 1年超 4,101千円 合計 12,269千円																																								
3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 6,751千円 減価償却費相当額 6,020千円 支払利息相当額 509千円	3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 4,636千円 減価償却費相当額 4,124千円 支払利息相当額 234千円	3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 13,503千円 減価償却費相当額 12,041千円 支払利息相当額 875千円																																								
4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	4. 減価償却費相当額の算定方法 同 左	4. 減価償却費相当額の算定方法 同 左																																								
5. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 (減損損失について) リース資産に分配された減損損失はありません。	5. 利息相当額の算定方法 同 左  (減損損失について) 同 左	5. 利息相当額の算定方法 同 左  (減損損失について) 同 左																																								

(有価証券関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)

有価証券

1. その他有価証券で時価のあるもの

	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		
	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
株式	6,252	6,795	542
合計	6,252	6,795	542

当中間会計期間末 (平成19年9月30日現在)

有価証券

1. その他有価証券で時価のあるもの

	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		
	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
株式	6,252	6,780	527
合計	6,252	6,780	527

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
(1) その他有価証券 非上場株式	58,077

前事業年度末 (平成19年3月31日現在)

有価証券

1. その他有価証券で時価のあるもの

	前事業年度末 (平成19年3月31日)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
株式	6,252	6,480	227
合計	6,252	6,480	227

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額 (百万円)
(1) その他有価証券 非上場株式	45,641

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. スtock・オプションに係る当中間会計期間における費用計上額及び科目名  
販売費及び一般管理費 2,806千円

2. 当中間会計期間に付与したストック・オプションの内容

	第8回新株予約権	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 12名	当社取締役 8名、監査役 3名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 75株	普通株式 79株
付与日	平成19年6月26日	平成19年6月26日
権利確定条件	権利確定日(平成21年7月1日)において、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあること。	権利確定日(平成21年7月1日)において、当社の取締役および監査役の地位にあること。
対象勤務期間	自平成19年6月26日 至平成21年7月1日	自平成19年6月26日 至平成21年7月1日
権利行使期間	自平成21年7月1日 至平成28年12月31日	自平成21年7月1日 至平成28年12月31日
権利行使価格(円)	124,150	124,150
付与日における公正な評価単価(円)	70,615~76,441	70,615~76,441

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. ストック・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名  
販売費及び一般管理費 884千円

2. 当事業年度において存在したストック・オプションの内容

	新株引受権付社債	新株引受権	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社監査役 1名 当社従業員 6名	当社取締役 2名 当社従業員 16名	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 40名
ストック・オプション数	普通株式 800株（注）	普通株式 570株（注）	普通株式 800株
付与日	平成13年6月27日	平成12年12月21日	平成15年6月9日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	権利確定日（平成15年1月1日）において取締役、監査役または従業員の地位にあること。	権利確定日（平成16年10月11日）において取締役、監査役または従業員の地位にあること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	自平成12年12月21日 至平成15年1月1日	自平成15年6月9日 至平成16年10月11日
権利行使期間	自平成13年12月1日 至平成22年3月31日	自平成15年1月1日 至平成22年12月20日	自平成16年10月11日 至平成24年9月30日
権利行使価格（円）	50,000	40,000	50,000
付与日における公正な評価 単価（円）	—	—	—

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	①当社取締役 5名 当社監査役 1名 当社従業員 18名 ②外部協力者 10名	①当社取締役 1名 当社監査役 1名 当社従業員 10名 ②外部協力者 1名	①当社従業員 10名 ②外部協力者 3名
ストック・オプション数	普通株式 566株	普通株式 199株	普通株式 135株
付与日	平成15年8月1日	平成15年11月7日	平成16年2月4日
権利確定条件	①権利確定日（平成17年7月1日）において取締役、監査役または従業員の地位にあること。 ②権利確定日（平成15年9月1日）において同等の地位にあること、または当社の取締役、監査役、従業員の地位にあること。	①権利確定日（平成17年12月1日）において取締役、監査役または従業員の地位にあること。 ②権利確定日（平成15年2月1日）において同等の地位にあること、または当社の取締役、監査役、従業員の地位にあること。	①権利確定日（平成18年2月1日）において従業員の地位にあること。 ②権利確定日（平成16年3月1日）において同等の地位にあること、または当社の取締役、監査役、従業員の地位にあること。
対象勤務期間	①自平成15年8月1日 至平成17年7月1日 ②自平成15年8月1日 至平成15年9月1日	①自平成15年11月7日 至平成17年12月1日 ②自平成15年11月7日 至平成15年12月1日	①自平成16年2月4日 至平成18年2月1日 ②自平成16年2月4日 至平成16年3月1日
権利行使期間	①自平成17年7月1日 至平成25年6月25日 ②自平成15年9月1日 至平成25年6月25日	①自平成17年12月1日 至平成25年10月31日 ②自平成15年12月1日 至平成25年10月31日	①自平成18年2月1日 至平成25年12月31日 ②自平成16年3月1日 至平成25年12月31日
権利行使価格（円）	61,000	65,000	65,000
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社監査役 3名 当社従業員 68名	当社従業員 20名	当社従業員 27名
ストック・オプション数	普通株式 433株	普通株式 66株	普通株式 121株
付与日	平成17年6月28日	平成17年12月20日	平成18年12月22日
権利確定条件	権利確定日（平成19年7月1日）において取締役、監査役または従業員の地位にあること。	権利確定日（平成20年1月1日）において取締役、監査役または従業員の地位にあること。	権利確定日（平成21年1月1日）において従業員の地位にあること。
対象勤務期間	自平成17年6月28日 至平成19年7月1日	自平成17年12月20日 至平成20年1月1日	自平成18年12月22日 至平成21年1月1日
権利行使期間	自平成19年7月1日 至平成26年12月31日	自平成20年1月1日 至平成26年12月31日	自平成21年1月1日 至平成27年12月31日
権利行使価格（円）	369,214	307,125	162,698
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	79,308

（注）平成13年11月2日付で株式分割を行ったことに伴い、株式数は調整されております。

## (持分法損益等)

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
関連会社に対する投資の金額 (千円)	当社には、関連会社があり ませんので、該当事項は ありません。	45,641	45,641
持分法を適用した場合の投資の金額 (千円)		41,077	45,641
持分法を適用した場合の投資損失の金額 (千円)		4,564	—

## (1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 63,459.20円 1株当たり中間純損失金額 324.10円 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、中間純損失を計上しているため記載しておりません。	1株当たり純資産額 66,302.87円 1株当たり中間純利益金額 510.57円 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 497.80円	1株当たり純資産額 65,790.76円 1株当たり当期純利益金額 433.60円 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 419.34円

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株あたり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(△損失) (千円)	△9,466	15,143	12,613
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益 (△損失)(千円)	△9,466	15,143	12,613
期中平均株式数(株)	29,208.96	29,659.69	29,089.71
潜在株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益金額			
中間(当期)純利益調整額(千円)	—	—	—
普通株式増加数(株)	—	761.05	989.69
(うち新株引受権及び新株予約権)	—	(761.05)	(989.69)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	新株予約権5種類 (新株予約権の数 701個)	新株予約権3種類 (新株予約権の数 564個)

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第13期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）平成19年6月27日関東財務局長に提出

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

平成19年7月23日関東財務局長に提出

事業年度（第13期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

平成19年10月29日関東財務局長に提出

事業年度（第13期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。



## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月5日

ケンコーコム株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松野 雄一郎 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 中塚 亨 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているケンコーコム株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第13期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ケンコーコム株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が中間財務諸表に添付する形で別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月3日

ケンコーコム株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	中川 正行	印
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	中塚 亨	印
----------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているケンコーコム株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ケンコーコム株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が中間財務諸表に添付する形で別途保管しております。